

公立大学法人金沢美術工芸大学役員報酬等規則

平成22年4月1日

法人規程第25号

第1条 この規則は、公立大学法人金沢美術工芸大学の理事長、理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬及び退職手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程(以下「給与規程」という。)の適用を受ける教職員(以下「教職員」という。)及び公立大学法人金沢美術工芸大学非常勤教職員就業規則の適用を受ける非常勤教職員が役員を兼ねるときは、役員の報酬及び退職手当は支給しない。

第3条 役員の受ける報酬は、常勤の役員にあっては基本報酬、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職特別勤務手当及び期末手当とし、非常勤の役員にあっては非常勤役員報酬及び通勤に要する費用とする。

第4条 常勤の役員の基本報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 理事長 月額 965,000円

(2) 理事 月額 633,000円を上限とし、理事長が定める額

第5条 常勤の役員の地域手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職特別勤務手当及び期末手当の支給は、教職員の例による。

2 前項の規定に基づき、教職員の例により支給されることとなる管理職特別勤務手当の額は、12,000円とする。

3 第1項の規定に基づき、教職員の例により支給されることとなる期末手当の額は、常勤の役員の受けるべき基本報酬月額及び地域手当の月額の合計額にその合計額に理事長にあっては100分の40を、理事にあっては100分の35を乗じて得た額を加算した額に給与規程第33条第2項の割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の130」とあるのは、「100分の170」とする。

第6条 月額報酬の支給については、次の各号に掲げるところによる。

(1) 新たに常勤の役員となった場合、又は常勤の役員に異動があった場合には、その日から日割りによって計算した額を支給する。

(2) 常勤の役員が退職した場合には、その日まで日割りによって計算した額を支給する。

(3) 常勤の役員が死亡した場合には、その月分の全額を支給する。

2 前項第2号の場合において、退職した日に再び同一の職についたときは、その日に係る報酬は重複して支給しない。

第7条 非常勤役員報酬の額は、日額30,000円とする。

2 非常勤の役員の通勤に要する費用については、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員等旅費規程の例により支給する。

第8条 役員のうち、役員となった日以前に金沢市職員を定年又は勸奨により退職し、金沢市職員退職手当支給条例(昭和28年条例第41号。以下「退職手当条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けている者の報酬及び手当の支給は、第3条から第5条及び前条の規定にかかわらず、理事長が別に定める。

第9条 報酬の支給日は、理事長が別に定める。

第10条 役員(理事長及び次条の規定に該当する役員を除く。)に対する退職手当は支給しない。

2 理事長が退職(解任及び死亡を含む。)した場合の退職手当の額は、理事長としての引き続いた在職期間を公立大学法人金沢美術工芸大学教職員退職手当支給規程第17条に規定する在職期間とみなし、同規程を適用して計算した退職手当の額に相当する額とし、当該退職手当はその者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。この場合において、当該退職の日における給料月額については、理事長が退職した日における基本報酬月額とし、同規程第15条第1項各号に掲げる職員の区分は、第1号に該当するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、理事長が地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第17条第2項第2号及び同条第3項の規定により解任されたとき並びに引き続いて教職員となったときは、退職手当は支給しない。

第11条 金沢市職員(退職手当条例第1条第1項に規定する者をいう。以下同じ。)で、任命権者の要請に応じ、引き続いて役員となるため、退職手当を支給されないで退職し、かつ引き続いて役員となった者が退職した場合(当該退職の後、引き続いて金沢市職員となった場合を除く。)の退職手当の額は、当該退職の日に金沢市職員に復帰し金沢市職員として退職したものと仮定した場合の退職手当条例を適用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、当該退職の日における給料月額については、役員となるため退職した日における金沢市職員としての給料月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が別に定めるものとする。

第12条 この規則に定めるもののほか、報酬の支給等については、教職員の例による。

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 法人成立の前日に金沢市職員であった者で、退職手当の支給を受けることなく、法人成立の日に理事長となった者の在職期間については、その者の金沢市職員としての在職期間(退職手当条例の規定により算定される在職期間をいう。)を理事長としての引き続いた在職期間に含むものとする。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

第1条 この規則は、平成28年3月25日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学役員報酬等規則(以下この項及び次条において「改正後の規則」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。ただし、

改正後の規則第5条第3項の規定は、同年12月1日から適用する。

(報酬等の内払)

第2条 改正後の規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学役員報酬等規則の規定に基づいて支給された報酬及び期末手当は、改正後の規則の規定による報酬及び期末手当の内払とみなす。

附 則

(施行期日等)

第1条 この規則は、平成28年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学役員報酬等規則の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学役員報酬等規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学役員報酬等規則の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学役員報酬等規則の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則

(施行期日等)

第1条 この規則は、平成29年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学役員報酬等規則の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学役員報酬等規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学役員報酬等規則の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学役員報酬等規則の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則

(施行期日等)

第1条 この規則は、平成30年12月28日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学役員報酬等規則の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学役員報酬等規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学役員報酬等規則の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学役員報酬等規則の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則

(施行期日等)

第1条 この規則は、令和元年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学役員報酬等規則の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学役員報酬等規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学役員報酬等規則の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学役員報酬等規則の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。